

裁 決 書

第〇〇〇〇〇〇号

審査請求人 〇〇〇〇

処分庁 〇〇市福祉事務所長 〇〇〇〇

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成28年11月24日に提起した上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 請求人は、平成19年4月から処分庁による生活保護を受給している者である。
- 平成28年9月24日、〇〇児童相談所が請求人の長男（以下「長男」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項の規定に基づく一時保護（以下「一時保護」という。）を実施し、同年10月9日以降、長男は請求人の母の自宅で生活している。
- 処分庁は請求人に対し、平成28年10月9日を適用年月日として、長男が転出したため請求人世帯の世帯員が減少したことにより、生活扶助を減額する保護変更を決定し、既に支給した10月分の生活扶助のうち過支給額24,811円の返納を命ずることを決定した。
- 処分庁は請求人に対し、平成28年11月1日を適用年月日として、長男が請求人世帯から転出したことにより母子加算、児童養育加算及び教育扶助を削除し、並びに冬季加算を認定する保護変更を決定した。
- 平成28年11月2日、処分庁は請求人に対し、3及び4の決定（以下「本件処分」という。）を通知する目的で、保護変更決定通知書（平成28年〇月〇日付発〇〇第〇号。以下「本件処分通知書」という。）を交付した。本件処分通知書は、「1. 保護の種類および金額」欄のうち、教育扶助の金額が空欄とされ、「2. 保護の変更時期 平成28年11月1日」及び「3. 保護を変更した理由 〇〇さんの世帯員減による10月分保護費24,811円の返納を命じる。母子加算の削除による、児童養育加算の削除による、冬季加算の認定による」との記載がなされている。
- 平成28年11月24日、請求人は鳥取県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は概ね次のとおりであると解される。

- (1) 親権者である請求人の許可なく長男が一時保護され、これに伴い生活保護費が減額されたことは、以下の理由により違法である。
- ア 生活保護費から長男のために食費、靴等の出費がある。
- イ 本件処分通知書においては、教育扶助の欄を空欄とした上で保護の金額の合計が42,622円に変更されているが、保護を変更した理由の欄には、世帯員減による平成28年10月分の保護費の一部の返納を命じること、母子加算及び児童養育加算が削除になったこと、冬季加算が認定されたことしか記載されておらず、教育扶助の計算が不適切である。

- (2) 自らの住居について、貸主が引っ越しの話し合いに応じることを拒否しているなどのため、訴訟の提起を求める。

2 処分庁の主張

- (1) 世帯員の減少による生活扶助の変更について

○○市○○課より、長男が○○児童相談所での一時保護の後、平成28年10月9日に請求人の母に引き取られ、請求人の母の自宅において生活することとなったとの情報提供を受けた。その後、請求人の母の自宅の実地調査及び長男との面接を行い、長男が請求人の母の自宅に居住していることを確認できたため、引取日である平成28年10月9日付けで世帯員が減少したと認定して、10月分の生活扶助を日割り計算により算出し、保護変更決定を行ったものである。

具体的には、世帯員を2名として計算した同月1日から8日までの生活扶助(129,900×8/31=33,522円)と、世帯員を1名として計算した同月9日から31日までの生活扶助(96,460×23/31=71,567円)を合計した金額(105,089円)を同月分の生活扶助として算定し、既に支給した同月分の生活扶助(129,900円)との差額(24,811円)について返納を求めた。

なお、請求人世帯の収入(請求人の障害年金及び児童手当)の収入認定については「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1(4)アに基づき行ったものである。

- (2) 教育扶助の削除について

ア 教育扶助については、平成28年10月分の日割り計算は行っておらず、同年11月分から教育扶助を削除したものである。

イ 平成28年10月27日付けの保護決定調書に教育扶助の記載がされていない理由は、保護決定調書を作成するシステムの仕様により、同月9日付けで長男を世帯員から除外することで自動的に保護決定調書に記載されなくなるためであり、実際には同月分の教育扶助は支給した。

ウ 請求人に対し、平成28年10月分の保護費の返納の対象は生活扶助部分であること、同年11月から教育扶助が支給されないことを、事前に口頭で説明した上で本件処分通知書を交付した。

- (3) 児童養育加算及び母子加算の削除について

児童養育加算及び母子加算については、いずれも平成28年10月分の日割り計算は行っておらず、同年11月分から児童養育加算及び母子加算を削除したもので

ある。

(4) 本件処分通知書の記載事項について

ア 教育扶助の削除の理由について

教育扶助は小学生、中学生を対象とした扶助であるため、中学生である長男が世帯員から除外されたことをもって、教育扶助も削除されるのは当然のことであるから、「○○さんの世帯員減による」という記載によって教育扶助の削除の理由としては足りる。また、請求人に対し、本件処分通知書の交付の前に、教育扶助が平成28年11月分から支給されないことについて説明をしている。

イ 保護の変更時期について

本件処分通知書は、平成28年10月9日適用分の保護変更決定と、同年11月1日適用分の保護変更決定を併せて通知するものである。請求人に対し本件処分通知書の交付の前に、長男が転出した同年10月9日をもって同月分生活保護費が変更になる旨の説明をしている。

理由

1 関係法令等における世帯認定及び保護変更の考え方について

(1) 法第10条の規定により、保護は世帯単位を原則としている。この点について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様であること。」とされている。

また、局長通知第1の1において、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合」について下記のとおり列記されている。

- ① 出かせぎしている場合
- ② 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- ③ 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- ④ 行商又は勤務の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- ⑤ 病気治療のため、病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。）している場合
- ⑥ 職業能力開発校等に入所している場合
- ⑦ その他①から⑥までのいずれかと同様の状態にある場合

さらに、生活保護担当職員の手引書である生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）問1の3（答）において、「法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり、世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべきもの」とされている。

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）において、世帯の構成ごとの生活扶助、母子加算及び児童養育加算の算定方法が定

められている。

(3) 局長通知第8の1(4)において、恩給、年金等の収入について「6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

(4) 月の途中での保護の変更に当たって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定については、問答集問7の13(答)において、「実施要領に特別の定めがない限り日割り計算により認定すべき」とされている。

また、児童養育加算について局長通知第7の2(2)ク(ア)において、母子加算について局長通知第7の2(2)コ(イ)において、及び教育扶助について局長通知第7の3(1)において、支給をやめるべき事由が生じた月においても日割り計算を行わず翌月から認定変更するものとされている。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問60(答)において、転出した児童については、原則として児童養育加算の対象とならないものとされているが、「ただし、被保護世帯員である養育者に児童手当が支給されている場合を除く」とされている。

(6) 課長通知第7の問59(答)において、転出した児童については、原則として母子加算の対象とはならないが、障害児入所施設に入所中の児童については、対象とできるとされている。

(7) 法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」と規定され、法第24条第4項において、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と規定されている。

また、問答集問10の14(答)において、「決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（中略）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分に周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。（中略）個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」とされている。

2 本件処分についての判断

(1) 世帯員の減少による生活扶助の変更について

ア 長男は、一時保護の後、請求人の母の自宅での生活を始めたものであるから、請求人と同一の住居に居住しておらず、また、局長通知第1の1に列記された場合のいずれにも該当しない。

イ 処分庁は請求人との面談のみでなく、請求人の母及び長男との面談、児童虐待等の担当課である〇〇市〇〇課からの情報提供及び請求人の母の自宅の実地調査という複数の手段により調査し、平成28年10月9日に長男の生活の本拠が

請求人の母の自宅に移ったことを認定しており、同日付けで世帯員の減少を認定したことは妥当である。

ウ 問答集問7の13(答)において、月の途中での保護の変更に当たって基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、実施要領に特別の定めのない限り日割計算により認定すべきとされているところ、生活扶助については、実施要領に特別の定めはない。そこで、変更すべき事由が生じた日を基準として日割り計算を行うべきであり、審理関係人の主張の要旨の2(1)に記載されている平成28年10月分の生活扶助の計算方法は、生活保護費の算定に係る各種基準に照らして誤りは認められない。

エ また、障害厚生年金48,758円及び児童手当10,000円を収入認定したことについては、請求人から提出された収入申告書、日本年金機構発行の年金振込通知書及び〇〇市の児童手当所管課(〇〇課)からの聴取に基づいて、局長通知第8の1(4)記載のとおりの取扱いを行ったものと認められる。

オ 以上により、処分庁が平成28年10月9日をもって生活扶助を減額する保護の変更決定を行い、その結果、過支給分である24,811円の返納を求めるとしたことについて違法又は不当な点は認められない。

(2) 教育扶助の削除について

教育扶助は、同一世帯に属する小学校又は中学校に通学する児童の教育費用に充てるためのものである。(1)イのとおり、長男が平成28年10月9日に請求人世帯から転出したのであるから、処分庁が同年11月1日を適用年月日として教育扶助を削除したことについて、違法又は不当な点は認められない。

(3) 児童養育加算の削除について

本件処分時において、長男は請求人の世帯から転出していたものではあるが、平成28年11月1日時点において、請求人は児童手当を引き続き受給していたのであり、課長通知第7の問60(答)のただし書によれば、例外的に児童養育加算の対象とされることとなる。

よって、処分庁が同日を適用年月日として児童養育加算の削除を決定したことは、当該基準に反するものである。

(4) 母子加算の削除について

(1)イのとおり、長男の生活の本拠が平成28年10月9日以降請求人の母の自宅に移ったことにより、請求人が長男を養育しているとは認められず、処分庁が同年11月1日を適用年月日として母子加算の削除を決定したことについて、違法又は不当な点は認められない。

(5) 本件処分通知書の記載事項について

ア 保護の変更時期について

本件処分の内容や理由について請求人の理解を得るために、処分庁が請求人に対して説明をした記録は存在する。しかしながら、法第25条第2項の規定により保護の変更決定は書面で通知することが求められるものであるから、「2. 保護の変更時期」として「平成28年11月1日」とのみ記載されている本件処分通知書は平成28年11月1日付けの保護変更決定を通知する文書であると判断せざるを得ず、同年10月9日適用分の保護変更及び過支給分である24,811

1円の返納を求めるとしたことについては、違法又は不当な点は認められないものの、請求人に対して書面での通知ができていない。よって、同年10月9日付けで同月分の生活扶助を減額する保護変更処分は有効になされておらず、請求人に対して過支給分の24,811円の返納を命じることはできない。

イ 処分理由の付記について

法には、保護の変更の決定を通知する書面において示すべき理由の内容及び程度について明確な規定はないが、行政処分における処分理由の付記に関し、次のような判例がある。

- (ア) 一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分序の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消しを免れないものといわなければならない（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決）。
- (イ) どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（同判決）。
- (ウ) 附記理由不備の瑕疵は、後日これに対する審査裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではないと解すべきである（最高裁昭和47年12月5日第三小法廷判決）。

これらの判例の趣旨は生活保護法に基づく処分にも及ぶと考えられる。

本件処分通知書の「保護を変更した理由」欄には「〇〇さんの世帯員減による10月分保護費24,811円の返納を命じる。母子加算の削除による、児童養育加算の削除による、冬季加算の認定による」と記載があるのみで、教育扶助を削除する理由のみならず、これを削除すること自体について全く記載していない。

(ア) 及び(イ)の判例の趣旨に照らし、この記載によって法の趣旨を満たす処分理由を請求人が知ることができたとは考えられないため、本件処分通知書の保護を変更した理由の記載は不十分であると認められる。この点において、審理関係人の主張の要旨の1(1)イの請求人の主張には理由がある。

また、(ウ)の判例の趣旨に照らし、本件処分通知書の理由付記の瑕疵は、本件審査請求において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されない。

- (6) 以上のとおり、本件処分は、児童養育加算を削除した点、平成28年10月9日付けの決定の通知がなされていない点及び本件処分通知書の理由付記が不備である点において違法な処分であると言わざるを得ず、処分の取消しを免れない。
- (7) なお、審理関係人の主張の要旨の1(2)の請求人の主張については本件処分とは何ら関連性は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には、理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年9月5日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治

(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から1か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、本件処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しに係るものにあっては〇〇市、裁決の取消しに係るものにあっては鳥取県を被告として（訴訟において、〇〇市を代表する者は〇〇市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

